

## 令和5年度 第1回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和5年（2023年）10月19日（木）14時20分～16時45分

2 場所 山崎浄化センター管理棟 1階 会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（五十音順）

堀江信之会長（公益社団法人日本下水道協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、太田康委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、北原罔彦委員（市民公募委員）、深瀬哲朗委員（市民公募委員）、松本理美委員（東京地方税理士会鎌倉支部）、三宅十四日委員（日本下水道事業団ソリューション推進部）、山下裕子委員（鎌倉市管工事業協同組合）

#### (2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、加藤都市整備部次長兼下水道河川課長、岩崎下水道経営課長、森田浄化センター所長、安富企画課長、山戸総務部次長兼財政課長、矢口下水道河川課担当係長、木村浄化センター所長補佐、花田浄化センター担当係長

#### (3) 事務局

神谷下水道経営課課長補佐、廣瀬下水道経営課課長補佐、白取下水道経営課担当係長、根本下水道経営課主事、堀下水道経営課技術職員

### 4 報告事項

- (1) 社会資本総合整備計画事後評価
- (2) （仮称）鎌倉市雨水管理総合計画の策定
- (3) 鎌倉市公共下水道経営戦略進捗報告

### 5 会議の概要

（会長） 定刻より少し早いですが皆さんお揃いになりましたので、令和5年度第1回 鎌倉市下水道事業運営審議会を開会いたします。

初めに、事務局から委員の出席状況そのほかについて、報告を願います。

（事務局） 初めに、委員の就任について、報告させていただきます。

令和4年度第2回の会議の際に御報告いたしましたとおり、長坂祐司委員が令和4年10月に辞任されました。

その後、東京地方税理士会鎌倉支部より推薦をいただきまして、松本理美委員に令和4年11月30日付で、鎌倉市下水道事業運営審議会委員に就任していただきました。

大変恐れ入りますが、ここで、松本委員からひとこと御挨拶をいただけますでしょうか。

(松本委員挨拶)

(事務局) どうもありがとうございました。

では、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の委員の出席状況は、審議会委員9名中、8名の出席をいただいておりますこと、鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する、定足数に達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について、報告いたします。

本日、傍聴希望はありませんでした。

続きまして、感染症予防対策についてです。

本日の会議につきましては、感染予防対策としての室内換気を行うため、途中休憩を挟みます。

続きまして、会議資料の公開について報告いたします。

審議会資料につきましては、公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして本日の配付資料についてですが、本日の資料は、

資料1 社会資本総合整備計画事後評価

資料2 計画名：鎌倉市下水道地震対策事業計画第2期（重点計画）

A07-001 汚水管渠耐震化事業

資料3 社会資本総合整備計画 事後評価書（案）

資料4 （仮称）鎌倉市雨水管理総合計画の策定について

資料5 鎌倉市公共下水道経営戦略令和5年度（2023年度）進捗状況報告書

資料6 投資・財政計画と予算・決算の比較

資料7 鎌倉市公共下水道経営戦略（令和3年度～令和12年度）進捗表

資料8 鎌倉市下水道事業運営審議会 答申付帯意見

です。

資料につきましては、先日メールでお送りしたものの細かい修正をいくつか加えております。内容に大きな変更はありませんが、本日お配りしたものを御覧ください。

また、本日お配りしたものの電子データを後日メールで送らせていただきます。

なお、本日委員の皆様からいただきました御意見は、報告事項（1）社会資本総合整備計画事後評価及び（3）鎌倉市公共下水道経営戦略進捗状況報告につきましては、必要に応じ評価書、報告書に反映するとともに委員個人のお名前は記載しない形でホームページで公表いたします。

（2）（仮称）鎌倉市雨水管理総合計画の策定につきましては、今後の策定作業の参考にさせていただきます。

ここまでで、何か質問などはございますでしょうか。

(会 長) よろしいでしょうか。では、会議を進めます。

次第3、報告事項(1)「社会資本総合整備計画事後評価」について、事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) それでは、現在の下水道事業における補助制度であります社会資本整備総合交付金の概要や事後評価などについて説明します。

まず、国庫補助金及び国庫補助事業について説明します。

地方公共団体が行う特定の事務事業に対して、国からの補助として地方公共団体へ交付されるお金を国庫補助金といいます。

また、国庫補助金を利用して行う事業を、一般的に国庫補助事業といいます。

国庫補助金には多くの種類がありますが、本市の下水道事業については、社会資本整備総合交付金という国庫補助金の交付を受けて実施しています。

社会資本整備総合交付金には、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の二つの種類があります。

社会資本整備総合交付金は、施策目的実現のための基幹的な事業やこれに関連する社会資本整備事業、基幹事業の効果を高めるソフト事業など、主に施設の新規整備を実施する際に交付されます。

防災・安全交付金は、「命と暮らしを守るインフラ総点検・再構築」に資する事業、「生活空間の安全確保・質の向上」に資する事業及び施設の長寿命化や地震対策として行う事業など、主に施設の改築・更新を実施する際に交付されます。社会資本整備総合交付金を用いて実施する事業の流れについて、説明します。

地方公共団体は、社会資本整備総合交付金を用いて国庫補助事業を実施するためには、成果目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国へ提出する必要があります。

国は、毎年度、この計画に基づき交付額を算定して、地方公共団体へ交付金を交付します。

地方公共団体は、社会資本総合整備計画に基づいて事業を実施し、計画期間終了後、自ら事後評価を行って公表することとなっております。

また、事後評価の実施にあたっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、第三者の意見を求めることとされています。

本日の鎌倉市下水道事業運営審議会は、本市の計画に対する事後評価について意見を求めるために開催させていただいております。

今回の事後評価の対象となる社会資本総合整備計画について説明します。

社会資本整備総合交付金については、今回の事後評価対象となる計画及び事業はありません。

防災・安全交付金については、計画名「鎌倉市下水道地震対策事業計画

第2期（重点計画）」が対象となり、計画期間は令和3年度の1年間、対象事業は管渠耐震化事業です。

この計画は、昨年の鎌倉市下水道事業運営審議会で事後評価を行った「鎌倉市下水道地震対策事業計画（重点計画）」の後身となる計画となっています。

引き続きまして、事業を実施しました下水道河川課から、事業の内容及びその事後評価について説明いたします。

（下水道河川課） 資料2又は前面のスライドを御覧ください。

それでは、鎌倉市下水道地震対策事業計画第2期、重点計画であります污水管渠耐震化事業について説明させていただきます。

鎌倉市下水道地震対策事業計画（重点計画）の要素となっている事業は污水管渠耐震化事業の一事業です。

事業内容は、可とう継手の設置が36箇所、マンホール浮上抑制が19基となっています。

污水管渠耐震化事業の目的について説明します。

この事業は、地震時の大規模災害時においても、緊急輸送路の機能を確保することを目的として、管路施設のマンホール浮上抑制対策及び管渠とマンホールの接続部の耐震化を実施しているものです。

本市の整備済下水道污水管渠の総延長約490キロメートルのうち、緊急輸送路等に布設された重要な污水幹線管渠が約80キロメートルあり、直ちにこれらすべての施設を耐震化させることは経済的、時間的にも困難であることから、平成26年度に「鎌倉市下水道総合地震対策計画」、平成28年度に「鎌倉市下水道総合地震対策計画Ⅱ期」を策定し、緊急輸送路において液状化が想定される区域内に布設されているマンホールに優先順位を付け、耐震化工事を実施してきました。

写真は地震時の液状化現象で浮上したマンホールの状況を示した例です。阪神淡路大震災、平成16年中越新潟地震、平成23年の東日本大震災でもこのような状況が起きたこともあり、災害の対応に支障をきたしたということも例が挙がっております。

それでは、事業実施位置について説明させていただきます。本事業では、物資・負傷者などの搬送路となる緊急輸送路の確保を第一に考え、事業実施位置を決定しております。

赤の破線の枠で囲まれた範囲が液状化が想定される区域、黄色の破線が緊急輸送路、水色の実線で示した位置が、今回実施した「污水管渠耐震化事業実施箇所」です。

それでは、事業実施位置を拡大し、今回の整備箇所の説明をさせていただきます。緊急輸送路である県道21号横浜鎌倉の鎌倉女子大前交差点付近から南方面への区間及び常楽寺交差点付近から大船高校入口交差点付近の区間のマンホールで耐震化を実施しました。

次に、どのような工事を行ったかについて説明させていただきます。

本事業では、マンホール浮上防止対策としてマンホール内部に消散弁というものを設置いたしました。また、管渠の耐震化対策としてマンホールと管渠との接続部に可とう継手を設置いたしました。

ではまず、マンホール浮上抑制工法について、説明させていただきます。

大きな地震が発生しますと、その振動により地下水を含んだ地盤が液体状になり、マンホールの浮力や、液体状になった地盤がマンホールの下に回り込むことでマンホールが浮き上がってしまい、地上にマンホールが露出する恐れがあります。

それに対しましてこの工法は、マンホール壁面を削孔し消散弁を設けるもので、地震発生時の地中の水圧が過剰になったものに反応して受圧板といわれるものが折れて弁を解放し、瞬時に水圧を消散してマンホール周囲の地下水をマンホール内に取り込むことで浮上を防止する工法です。

この工法は全ての施工、作業をマンホール内部で行えるため道路掘削等が不要であり、施工が迅速で、舗装路面の復旧を伴わずにできるなど、施工性・経済性に優れ、施工箇所周辺への影響も少ないというメリットがあります。

次に、工事の施工状況写真です。1番、消散弁設置予定箇所をマークして、位置出しをします。2番、作業員がマンホール内部に入り、マンホールの壁に削孔機によって穴を開けている状況です。3番、この穴を開けた場所に消散弁を設置します。

それでは次に、可とう継手を設置する工事について説明させていただきます。

大地震発生時のマンホールと管渠との接続部の屈曲や抜け出しに対応するため、専用の機械で、マンホールの壁を管渠外周に沿って削り、マンホールと管渠の縁を切ります。

縁を切ったマンホールと管渠の間に柔軟性のあるシーリング材を設置し、動き出しに対して柔軟性を持たせ、耐震化を図ります。この工法についても作業をマンホール内部で行うため、道路掘削等が不要であり、周辺への影響が少ない工法です。

次に、工事の施工状況写真について説明します。

1番は、施工する前のマンホールと管口の接続部の状況写真です。2番はインバートといわれるマンホールの底部を取壊し、専用の機械で管の周りを削っている状況です。3番は削った壁の厚さや溝の状況を確認している状況です。4番に移りますと、削った溝にシーリング材を充填している状況です。5番は、取り壊したマンホールの底部を復旧した状況です。6番は、完成状況の写真になります。

それでは、この事業の目標値の達成状況について説明させていただきます。計画では、可とう継手設置 36 箇所、マンホール浮上抑制 19 基の耐震化を実施し、交付対象事業費を 2,700 万円、耐震化実施率を令和 3

年度当初の 32%から最終目標は 39%にする、と定めています。

この目標に対して実績は、可とう継手設置 28 箇所、マンホール浮上抑制 16 基で、交付対象事業費は計画と同額の 2,700 万円、最終目標値は 37%となりました。なお、国庫補助額は、交付対象事業費の 2 分の 1 交付されますので、1,350 万円となっています。

最後に事後評価の内容について説明します。このスライドとあわせ、お手元にお配りしました資料 3 を御覧ください。

資料 3 の事後評価書は 1 ページから 2 ページが社会資本総合整備計画、3 ページから 4 ページが事後評価の欄になっており、事後評価の欄についてはこのスライドの内容と同じものを記載しています。

成果目標について説明いたします。「主要な管渠の地震対策実施率を 32%から 39%に増加させる。」に対し最終実績値は 37%と目標を達成することができませんでした。目標達成が出来なかった理由としては、計画していた、マンホール内部で作業して周囲の掘削を行わない、非開削で行う耐震工法による施工が困難なため、開削工法の方が望ましいと判断した箇所があったためです。開削工法で実施した場合、緊急輸送路などの幹線道路では、舗装工事が高額となり、耐震化工事以上に予算が必要となるため費用対効果の面ではデメリットとなってしまいます。施工できなかった箇所については、神奈川県など道路管理者やほかの占有者、ガスや水道などによる舗装工事にあわせて行えるよう関係機関と今後調整してまいります。

また、「事業効果の発現状況」については、耐震化工事により、地震等による被災時においても緊急輸送路の機能を発揮できる延長が増加しました。

今後の方針としては、取り残されている部分、まだ耐震化が済んでいない部分もありますので、その部分については開削工法の対策も加えていき、被災時にすべての緊急輸送路が機能するよう耐震化工事を継続していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。実施した事業の内容とその評価案と、二つ説明してもらいましたが、評価の方は後にして、まず事業の内容そのものについて、質問等はございますか。

(委員) マンホールの周りを掘らなくてもできる、ということですが、この工事はマンホールに入るので多少交通を止めなければいけないと思います。工事を行うのは夜間ですか、昼間ですか。

(下水道河川課) 去年行いましたこの事業は、横浜鎌倉という主要幹線道路でして、警察の方から夜間工事でやいなさいという指定がありますので、夜間工事で行いました。

(委員) 11 ページの交付金の一覧表で実績と計画の比較を行っているところですが、計画では交付対象事業費 2,700 万円、可とう継手設置 36 箇所、マンホール浮上抑制 19 基、実績では交付金額は同じで箇所数が少し減っていますが、工法が難しいなどの現場の事情があつて金額が上がつたということでしょうか。

(下水道河川課) 実際に掛かりました金額はこれよりも多くなっています。国庫補助の計画上 2,700 万円としたもので、超えた部分は市の単独費として、国庫補助を使わずに行いました。

(委員) ありがとうございます。

(会長) そのほかには何かございますか。よろしければ次にこの事業の評価書案について、御質問、御意見ありますか。

(委員) マンホールの周りを掘らなくてできる箇所の計画に対して、実際には掘らなくては無理だと分かつたというのは、計画のどの段階ですか。実際にやってみて分かつたということですか。

(下水道河川課) 事前に、地下水の状況などを含めましてマンホール一つ一つ全部を見るのが好ましいのですが、そこまで詳細に事前に調査をしますと費用対効果という面でマイナス面が出てしまいます。工事の前に詳細調査が入りますので、その時点で実際にできるか、できないかについて調査して、非開削でできる箇所数が減つてしまつた、ということです。

(会長) よろしいでしょうか。ほかには評価について何か御質問等ありますでしょうか。

では私から一つ。事後評価の最後の効果の発現状況の書き方について、数字等は前の表を見ればよいということではありますが、ここの欄として具体的に書くとすれば「緊急輸送路下のマンホールの地震の対策の実施率が何%から何%に上がつて、被災時においてもこうなつた」、かと思ひます。そういった数値も書くという方法は、あり得るのでしょうか。

(下水道河川課) 箇所数で何箇所というのを数値的に表す、ということでしょうか。

(会長) 対策率の目標値として 30 何%というのがあるので、例えば「何%から何%に上がつた」という書き方があるかと思ひますが。

(下水道河川課) はい、分かりました。もともと総合地震対策計画というのを作りまして、これに位置付けたマンホールの数を耐震化の対象マンホールの

数で割って表していますので、その辺りは数値が書けるかと思えます。

(会長) 検討をお願いします。そのほか、評価について何か御質問等はよろしいでしょうか。特にないようでしたら、報告事項の2、(仮称)鎌倉市雨水管理総合計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の4を御覧いただけますでしょうか。それでは、下水道経営課で策定を進めています、雨水管理総合計画について説明いたします。本計画策定に当たる背景を説明します。

本計画の策定は、鎌倉市の下水道による浸水対策を抜本的に見直すものとなるため、本審議会の意見を伺いながら進めさせていただく所存です。

それでは、目次を御覧ください。本日の説明事項は、

「1 計画策定の背景」

「2 雨水管理総合計画とは」

「3 下水道浸水対策の展開」

「4 全体スケジュール」の順に説明させていただきます。

なお、雨水管理総合計画につきましては、令和5年度から着手し令和6年度中に策定予定です。現在のところ説明できる成果などありませんので、計画策定の概要を説明させていただきます。

本計画策定に当たる背景を説明します。

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、国土交通省の試算では、気候変動の影響で21世紀末には、20世紀末と比較して全国平均で降雨量が1.1倍、洪水発生頻度が2倍となっています。

懸念されている、今後のさらなる降雨量の増大への対応や、これまでの治水対策を抜本的に見直し、ハード整備の加速化・充実を図る必要があることから、国土交通省は、流域治水の実効性を高めるため令和3年6月と11月に「流域治水関連法」の改正を行い、下水道法、水防法、河川法、特定都市河川浸水被害対策法等八つの関連する法律を改正しました。

法律改正により、下水道による浸水対策を実施するための基本計画である雨水管理総合計画を策定し、計画的な下水道による浸水対策の展開が求められています。

次に鎌倉市における計画策定の背景について説明します。

雨水排水施設の整備には、多大な費用が必要であり、その財源確保や用地確保などが課題となり、思わしくない進捗状況です。現状の雨水管渠の整備率は79.3%となっています。

全国的な傾向として、気候変動の影響により局所的な集中豪雨の発生頻度が増加するなど、浸水リスクが高まっており、浸水シミュレーションなどを活用した計画の再検討が必要となっています。

そして、浸水被害の防止に向けた雨水排水施設や貯留施設などの整備促進など、雨水施設整備の基本計画となる雨水管理総合計画の策定が求められています。

従来の計画と雨水管理総合計画の相違点から雨水管理総合計画の概要を説明します。

鎌倉市の下水道は、汚水と雨水を別々に処理する分流式で、雨水管理総合計画は雨水の計画になります。

図の左側を御覧ください。下水道事業では、下水道を整備する区域として全体計画区域を定めています。

また、全体計画のうち、5年から7年以内に整備する区域を事業計画区域として定めています。

雨水管理総合計画は、これまでの全体計画における浸水対策を抜本的に見直すものです。

左側の図が従来の計画イメージで、右側が新たに作る雨水管理総合計画のイメージを表しています。

従来の計画では、市内全域に一律の計画降雨 10 年確率 1 時間当たり 57.1 ミリメートルを設定し、画一的な目標水準としていました。一部、浸水被害の大きな地区について、下水道総合浸水対策計画を定めて重点対策地区とし、既往最大降雨 1 時間当たり 78.5 ミリメートルを整備目標としています。

この重点対策地区以外については、浸水被害の発生状況などは考慮せず、汚水計画の区域に合わせて雨水計画の区域を設定しています。

右側の雨水管理総合計画では、浸水被害状況、人口や都市機能の集中状況などを考慮して、計画降雨を見直してきめ細やかに設定する等、地域ごとの整備目標や対策目標を設定します。

また、甚大な浸水被害を回避すべき区域は重点対策地区として、ハード対策やソフト対策により浸水被害の最小化を目指します。

次に今後の下水道の浸水対策の展開について説明します。

「流域治水関連法」の改正により、「浸水シミュレーションによる内水浸水リスク評価の実施」、「雨水管理総合計画の策定」、「事業計画の見直し」、その後「対策計画の実施」に取り組むこととなります。①の業務については令和 4 年度に実施済み、②については令和 5 年度から令和 6 年度にかけて実施予定、③については②の業務完了後令和 7 年度以降に実施予定です。なお、事業計画とは下水道法第 4 条により下水道事業者は事業計画を定めなければならない旨規定されている計画です。この図のような順で浸水対策を展開していくことになります。

次からそれぞれの業務について、①から順番に説明します。

「浸水シミュレーションによる内水浸水リスク評価」の内水浸水とは、左側の図のとおり、雨水を河川や海に放流する手前の雨水管や水路等の下水道施設が、雨水を排除できなくなり、<sup>いっ</sup>溢水や氾濫することにより発生する浸水のことです。

近年増加しているゲリラ豪雨のように一時的な大量の降雨などで下水道の排水能力を超えて雨水が排除できなくなった場合等に発生し、内水による浸水は、河川が氾濫等してなくても、また、河川から離れた場所でも発生する恐れがあります。

内水浸水に対して、右側の図のとおり、大雨により河川から水があふれることや、堤防が決壊することにより発生する浸水を外水浸水といい、一般的に洪水と呼ばれる災害は、この外水浸水のことをいいます。

今回のシミュレーションは、内水浸水の対策を検討するためのものであるため、河川の氾濫は対象としていません。

浸水シミュレーションを実施するに当たり、まず、気候変動を踏まえた、新たな計画降雨を算定しました。計画降雨とは、浸水被害を防止するために、下水道の整備目標の対象とする降雨規模のことです。

現行計画降雨は、昭和17年から昭和41年の25年間の関東地方及びその近県の9観測所のデータから10年確率降雨を算出しています。しかし、短時間に集中的に降るゲリラ豪雨等、近年の降雨特性が考慮されていないため、改めて新計画降雨として、昭和51年から令和3年の46年間における鎌倉市に近い観測所、横浜、辻堂、三浦の3箇所のデータを使って算出した降雨に、気候変動を踏まえて1.1倍して5年、7年、10年の確率降雨を算出しました。今後、計画策定の中で精査確定していく予定です。

現行計画降雨と新計画降雨の10年確率降雨を比較すると、現行計画降雨が1時間当たり57.1ミリメートル、新計画降雨が1時間当たり59.7ミリメートルと1時間当たりの降雨量は、2.6ミリメートル、約4.5%と微増ですが、降雨強度式により10分間降雨量に換算すると、約20%増える結果となっており、近年の短時間に集中的に降る降雨特性を反映したものとなっています。

河川と比較して流域面積の小さい下水道では短時間の降雨強度に影響を受けるため、新たな計画による下水道管に流入する計画雨水量は多くなります。

この三つの新計画降雨と過去に市内で観測された最大の降雨である既往最大降雨、想定最大規模降雨の複数降雨による浸水シミュレーションを行い、浸水が想定される場所や浸水範囲、浸水深等、浸水リスクを把握しました。

次に、「②雨水管理総合計画の策定」について説明します。

本計画策定は令和5年度及び令和6年度の2か年で実施する予定で、その内の雨水管理方針を令和5年度に定める予定です。

雨水管理方針では、「計画期間」、「検討対象区域の設定」、「浸水要因の分析と地域ごとの課題整理」、「地域ごとの整備目標・対策目標の検討」、「段階的対策方針の策定」が検討項目となります。

「計画期間」の検討は、当面、中期、長期の計画期間を定め、それぞれにおけるハード・ソフト対策の目標の設定を行います。「検討対策区域の

設定」の検討では、浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産、人口等の集積状況を勘案して設定します。「浸水要因の分析と地域ごとの課題整理」を行い「地域ごとの整備目標・対策目標の検討」では、浸水リスクや都市機能の集積状況等の評価に応じて地域ごとの整備目標・対策目標を設定します。「段階的対策方針の策定検討」は、当面、中期、長期の段階に応じた対策メニュー案について、地域の実情に応じた対策を検討し抽出します。

令和6年度は、令和5年度業務で策定した方針に基づき、段階的対策計画の策定を行う予定です。

計画降雨に対するハード対策、既往最大規模降雨に対するハード対策、ソフト対策を検討し、財政計画まで策定する予定です。

次に、令和7年度以降に実施予定の「③事業計画の見直し」について説明します。

まず、事業計画ですが、5～7年間で実施予定の下水道の配置等を定めた計画を「事業計画」といいます。下水道法第4条で下水道事業者には計画策定が義務付けられています。

下水道法の改正により、事業計画には、次のことを記載することになり、見直しが必要になりました。

雨水管理総合計画で設定した優先的に整備する区域、計画降雨を記載し、中長期を含めた整備方針を明記することになりました。また、計画降雨相当の降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域を公表することになりました。

最後に、浸水対策に関連する事業の全体スケジュールについて説明します。

令和4年度は、気候変動を踏まえた計画降雨、既往最大降雨、想定最大規模降雨による内水浸水シミュレーションを実施し、内水浸水想定区域図を作成し浸水によるリスクを把握しました。

令和5年度は、令和6年度に実施した内水浸水シミュレーション結果を基に、雨水管理方針を策定します。

また、本日の下水道事業運営審議会において、「雨水管理総合計画」の概要報告させていただいているところです。

令和6年度は、令和5年度策定予定である雨水管理方針に基づいて段階的対策計画を定め、鎌倉市雨水管理総合計画を策定する予定です。

なお、「雨水管理総合計画（素案）」に関して、当審議会において意見をお伺いする予定としておりますので、御意見等いただけますと有難く存じます。

また、本計画素案については、パブリックコメントを実施して、広く市民の意見を徴取する予定です。

令和7年度以降は、策定した雨水管理総合計画の内容を下水道事業計画に反映させるために事業計画を見直し、その後、施設整備等ハード対策やソフト対策について施策を展開していく予定としています。

以上で説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。ただいまの雨水計画の策定につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

(委員) 6 ページにある内水浸水と外水浸水ですが、理解としては内水浸水というのは雨が降ると下馬の四つ角に水が出るというようなものを指していて、外水浸水というのは例えば大塚川や砂押川などの水があふれ出すことをいう、そのような理解でよろしいですか。

(事務局) はい。大塚川は実は下水道施設です。鎌倉市にある河川というと、例えば柏尾川、神戸川、滑川、それから準用河川というものがほかにもあり、それら河川があふれたり、鎌倉の場合堤防は無いですが堤防が決壊して浸水が起こるものを、外水浸水と言っています。

そのほか、下水道施設の管が飲みきれなくなってあふれるなどして起こる浸水が、内水浸水ということになります。御想像されているような内容で、よろしいと思います。

(会長) よろしいですか。

(委員) 私は分かったつもりですが一般の人が聞いたらどうでしょうか、少し心配です。「大塚川の氾濫は下水道の水が原因です」と言われたら、多くの人が「えっ？」と思うのではないのでしょうか。

だから、ほかのところでも説明されていましたが、我々の目に見える川、蓋をして見えなくなった川、蓋をして上が道路になった川でもマンホールが付いているもの、下水道みたいな川と言いますか、都内には多そうですが、その辺が一般の市民が普通に考える川のイメージですから、内水・外水と聞いてもちよっと分かりにくいのではないかと、という気がします。

鎌倉の場合、全部内水浸水、まあ全部ではないとしてもほとんどが内水浸水で、外水浸水はあまり無いということは大雑把には分かりますが、目に見えるのはどうしても川の水があふれたイメージですから。もっともその川も昔は普通の目に見える川だったのに、今は蓋がされているなど事情もいろいろで、理解は難しいと思います。その辺りの説明をどうするか、うまく整理しておいた方がよいと思います。

(幹事) 今御指摘をいただきました通り、近年鎌倉市で発生しています、一般の皆さんが洪水だと思っているものは、実はそのほとんどが内水浸水です。平成 26 年の台風の時にこの大船の町にも水が出ましたが、あれも実は内水浸水でして、恐らく鎌倉市でこの数年、十数年になるかもしれませんが、いわゆる洪水と言われるようなもの、柏尾川があふれるという

ことは発生していない状況です。

今回我々は浸水のシミュレーションを行いまして、その結果についてはホームページで公表させていただいていますが、内陸の避難経路が水に浸かってしまっていて、川があふれた時に逃げようと思っても実はもう逃げられないということがあるので、基本的にはまずは逃げるということから今後周知していく必要があるということ意識しております。

(会長) はい。ほかに何かありますか。

(委員) 今回の件と少し関係するのですが、内水の想定区域図というのを出されていますよね。これを見ると本当に今までの私達のイメージと違って、これは全部内水というのか、と思います。せっかくやっているのですから、一般市民が分かるように、分かりやすく宣伝すると言いますか、知らせていただけるととても役に立つのではないかと思います。

(会長) なるほど。

(幹事) はい、ありがとうございます。今、ホームページに、浸水シミュレーションの結果ということで、浸水の想定区域図というものを公表しています。

国のマニュアルがありまして、想定最大ということで、1,000年に1度降ると言われている雨の量で作っております。

そのため、かなり広い範囲で、今まで自分の家の周り、施設の周りに水が出るということを全く想定していなかったようなところも色が塗られています。

先程お話いただきました、分かり易く宣伝していく必要があるということに関しましては、今後、この想定区域図を基にしたハザードマップという形で、防災とも連携しながら周知を行っていきたいと考えています。

今、正面のスクリーンの方に出しているものが、今回鎌倉市でシミュレーションいたしました想定区域図です。

画面の中央よりもやや左下に浄化センター、我々が今いる山崎浄化センターがありまして、ちょっと大船の方に行くともう色が塗られてきます。それほど塗られないのではないかと考えている右上の方、北側の方に行くと、川から離れていっても、栄光学園の上の方の辺りもぼつぼつと色が塗られてしまう状況です。市民の皆さんが、一般的に川があふれてくるというイメージの洪水とはちょっと違いますので、先程の繰り返しになりますが、分かり易く、市民の皆様にも周知をしていこうと考えています。

(会長) 因みにこれは、どのくらい見られているとか、知られているとか、分

かりますか。

(幹事) すみません。鎌倉市のホームページにカウンター機能がないため、件数は分かりません。ただ正直これだけを見て、一般の方が、強い雨が降った段階である程度警戒しなければいけないとか、場合によっては早めの避難をしなければいけないということに結び付きにくいというところがあります。逆に色が塗っていないから安心だというのは間違いと言えるのではないかとというくらい、周りをきちんとよく見てくださいということがあります。やはり、皆さんどちらかというとハザードマップ、もしくは防災の手引き、防災のガイドマップのようなものを見られますので、今後ハザードマップに組み込んでいくことで、周知をしていきたいと考えています。

(会長) 制度的には、細い川は水路扱いで下水道で整備することになっていて、内水と外水も恐らくその区分でやっているかと思います。見た目と制度上の扱いとは少しズレている部分があり、どう説明していくのか難しいところがありますね。

浸水、水害もいろいろな種類があるけれど、区別して考えていただける方がどれだけいらっしゃるのかという問題もあります。いろいろな部局と相談して、どう伝えていくのが起こりうるリスクを市民の皆さんに現実的に捉えてもらいやすいか、少し工夫いただくといいですね。難しくそうですけれども、御検討願います。

(委員) 大雨のとき、テレビに登場した専門家が「堤防が決壊しないのにどうして浸水するのか」というと、ほとんどが内水浸水だからです」というような言い方をされていて、内水浸水って何だろうと思いました。鎌倉の下水道は雨水汚水分流式ですし、何が内水になるのだろうか。

例えば市役所を移すとか移さないとかいう問題でも、移転先の土地が昭和33年の狩野川台風で1メートルも水に浸かったと聞くと、柏尾川があふれたらどうするのだろうかと不安になります。ほとんどの市民がそういうイメージで捉えているので、今は河川の氾濫や堤防の決壊がほとんど無いと聞いても、テレビの画面で見た氾濫や堤防決壊の怖さが先に来ます。

今は日本全国、山の上以外いたるところで内水浸水というものが起きる内水浸水の時代である。これをいかに防ぐかが問題なのだとすることを、市の広報などで宣伝・周知していく必要があります。そうしないと、雨水管理はただ雨は川に流せばいいでしょう、というような言葉しか出てこないと思います。

(事務局) シミュレーションの結果の利用方法ですが、浸水範囲や浸水深さが把握できたということで、人口密度ですとか都市機能の集積度ですとか、

学校が近くにあるとか、高齢者の施設があるとか、そういうところを全体的に見渡して重要度の順位付けをして、それによって例えば当面・中期・長期という時間軸で、特に重要なものは5年以内ぐらいに整備をする、など、浸水対策を実施していく上での優先度を決めるのに活用していきたいと考えております。

(幹事) シミュレーションのデータをそのように活用していくという中で、最終的には雨水管理総合計画というものを策定していくのですが、この計画だけではなく、あわせて浸水想定区域図というものを様々な方法で市民の方に分かり易く、着色がないから安心ではないということも合わせて広報、お知らせといたしますか、これをどう活用していくのかというのを含めて、取り組んでいきたいと考えています。

もう一つ加えて、防災の関連部局と協力をしながらハザードマップを作製していきまして、その中に情報を落としていくということをやりたいと考えています。

(会長) 市民への伝え方の議論が出ましたけれども、そのほかには何かございますでしょうか。

(委員) 7ページの浸水シミュレーションによる内水浸水リスク評価のところ、精査中と書いてありますが、5年7年10年の確率降雨で、10年の一番厳しいところでも59.7ミリメートルです。もうすでに既往最大降雨は78.5ミリメートルを記録している訳ですよ。この数値はいかなもののでしょうか。これからどんどん増えていく傾向にあるのですよね。想定最大規模降雨というものも書いてありますが、もう少しリスクを高く評価して神経質にやられるとか、そういったことは考えていませんか。

(事務局) 雨水の施設整備というのは非常にお金が掛かりまして、全てを想定最大降雨で整備していくと、何百年も掛かってしまいます。想定最大降雨では絵に描いた餅になってしまうということで、5年7年10年と決めたのは、この5年7年10年で浸水しないという計画を作っていく、例えばある地区は5年で浸水しないような地区にしよう、ある地区は7年で浸水しないところにしよう、一番人が多いところは下水道の整備をやって10年確率でも浸水しないようにしていこうという考えです。

加えて、どうしても既往最大降雨に対応しなければいけない地区というものが、もしかしたら出て来るかもしれません。駅周辺とか人が多くいるところとか、そういうものがいくつも重なったところについては、そのような対策も必要かもしれません。

ただ、既往最大降雨に対して、全てハード整備だけで対応でできるかということ、できるところもあるかもしれませんが、できるかどうか分からない部分もありますので、ソフト対策を組み合わせながら、例えば床

下浸水までは許容するけれども床上浸水は許容しないというような考え方を取るなど、検討して、計画に盛り込んでいこうと考えています。

(委員) はい、ありがとうございました。やはり市民への周知も含めてソフト面も重要だということですね。

(事務局) ソフト対策としてはどのようなものがあるかというのを簡単に説明しますと、ハザードマップのようなものを使って危険を周知すること、維持管理上こまめに排水施設を掃除することなどです。

(幹事) あとソフト対策の一つとしては、今河川にカメラを付けていて、雨のときの川の状況がリアルタイムで皆さんに見ていただけるようになっていきます。状況を見ていただいて早く逃げていただくため、カメラを増やしていくという方法も一つあるかと思います。

(会長) よろしいですか。ほかには何かありますか。

どのくらいお金が掛かってどのくらい大変か、というのは今の時点で何か分かっているのでしょうか。今の計画だと、どこまでやるのにいくら掛かるとか。

(事務局) すみません。今データは持って来ていないのですが、貯留施設を作ることになるケースが多いですけど、例えば用地としても限られていますので県道の下に大きいトンネルのようなものを掘って、そこにあふれる水を一旦取り込むような対策で、調整機能を持たせるとしますと、何十億円程度、1箇所について20億円とか30億円とか、そういう規模になってきてしまうということです。

(会長) そうですね。ちなみに私が前にいた100万都市だと、中心部の対策だけを10年確率でやるのに、600億円という基本計画でした。

お金と用地が必要なので今は進捗が悪いところからこの話がスタートしていることもあり、分かり易くパッとイメージがつかめれば、まずこういう状態になっていて、そこでどうする、というストーリーが上手く伝えられれば良いですね。

雨の計画については、ほかには何かありますかでしょうか。

ないようでしたら、報告の2については終わりました、10分休憩を取ります。

(休憩)

(会長) それでは会議に戻りまして、報告事項の3、鎌倉市公共下水道経営戦略令和5年度の進捗状況報告について、事務局から説明を願います。

(事務局) 鎌倉市公共下水道経営戦略、令和5年度の進捗状況を報告します。

まず、本日の資料の構成につきまして御説明いたします。

資料5は、鎌倉市公共下水道経営戦略に記載した事項につきまして、令和4年度に実施した事業、令和5年度に実施予定の事業などを冊子にまとめたものです。

資料6は、経営戦略に記載した投資・財政計画と、令和4年度の予算決算、令和5年度の予算の金額を比較した表になります。

資料7は、審議会からいただいた過去2回の答申に、意見として付された項目に関し、令和3年度、4年度に実施した項目、令和5年度に実施予定の項目を整理したものです。

資料8は、その、過去2回の答申に付された意見です。

これらの資料に基づきまして、本日鎌倉市公共下水道経営戦略の進捗状況の報告を行うとともに、いただいた御意見を添えて後日ホームページで公表してまいります。また、本日いただいた御意見により、報告内容に修正の必要がありましたら修正を行ったうえで公表してまいります。

最初に、資料5に基づき、御説明いたします。

お手元の資料5を御覧ください。

1枚めくっていただき、1ページから2ページにかけて、「1 鎌倉市公共下水道経営戦略」の項目は、令和3年3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略、以下「経営戦略」と言いますが、その策定の背景と基本方針を要旨として記載するとともに、経営戦略の進捗管理を行うことを記載しました。

3ページ、「2 評価の目的・方法」、「(1) 評価の目的」では、経営戦略に掲げる施策等を着実に推進するため、評価の結果や検証の結果を予算等に反映し、継続的な改善を図ることを目的として記載しました。

「(2) 評価の方法」では、決算及び当初予算について投資・財政計画上の金額と比較すること、主な投資計画について計画と実績の比較を行ったことを記載しています。また、令和4年度は投資・財政計画の計画期間としては2年度目、このような形で進捗状況を御報告するのは3回目となりますが、評価の目的を達成するためにどのような検証を行うことがより適当なのか、ということにつきましては、今後も検討したいと考えております。

4ページから28ページまでが「3 進捗状況」です。文章中、令和4年度に実施した事項について、ピンク色のマーカーを付しています。

まず、「(1) 経営の基本方針の事項に関する進捗状況」として、経営戦略に経営の基本方針として掲げている、①予防保全への転換、②下水道施設の脆弱性の解消、③経営健全化の3項目について記載しました。

4ページを御覧ください。「①予防保全への転換」では、始めに、昨年度同様、下水道ストックマネジメント計画の策定状況について記載しています。令和4年度は雨水管渠に係る計画の素案を作成するとともに、

山崎下水道終末処理場の実施計画第1期を策定しました。

5ページでは汚水管渠について、6ページでは下水道終末処理場、ポンプ場などの予防保全型管理について記載しています。

7ページから10ページにかけましては、「②下水道施設の脆弱性の解消」についてです。

「ア 鎌倉処理区と大船処理区の一元化」につきましては、令和4年度の重要事項として、少々長めの記載をしております。

鎌倉市内は、鎌倉処理区と大船処理区の二つの処理区に分かれていますが、事業着手が早かった鎌倉処理区については、下水道幹線が浅い位置に埋設され、また中継ポンプ場のほとんどが津波浸水想定区域内に立地していることから被害リスクが大きく、加えて各施設の老朽化も進んでいます。

これまでは、現在の浅い位置の幹線の下に新たな幹線を設置することで中継ポンプ場を廃止し、七里ガ浜処理場付近で深い位置から汚水を汲み上げるために新たにポンプ場を設置し、七里ガ浜処理場で処理することを検討してきました。

しかし、検討の結果、七里ガ浜処理場付近に新しいポンプ場を作る用地を確保することが難しいことが分かるとともに、七里ガ浜処理場の耐震診断の結果、耐震基準を満たす改修を行うことが困難であることが分かりました。

このため、令和4年度にこれまでの方針を変更し、鎌倉処理区の汚水を山崎処理場に自然流下により送水して処理を行う、処理場の一元化について検討することとしました。9ページに記載の図が、新たな案のイメージとなります。

引続き9ページには、「イ 国道134号 稲村ガ崎三丁目付近の新設管工事」について、令和3年度に引続き令和4年度も完了しなかったことについての記載を、10ページからは「ウ 既設管渠の減災工事」として、マンホールと管渠の接続部の耐震化などについての記載をしています。

12ページ下段の「エ 七里ガ浜下水道終末処理場の耐震化」については、先ほど「鎌倉処理区と大船処理区の一元化」のところで御説明しました、耐震診断の結果、基準を満たす耐震性を確保することが困難であると判明した七里ガ浜処理場について記載しています。七里ガ浜処理場が耐震基準を満たすためには補強が必要ですが、処理場内の水槽下に杭を増設することは困難であり、水槽内の壁や柱を補強すると汚水を処理するために必要な容積を確保できないおそれがあり、仮に補強方法が見つかったとしても多額の費用が掛かることが分かりました。

先ほど御説明しましたとおり、このことも一つの原因として、処理場を山崎の処理場に一元化する検討を進めることに決定しましたが、一元化するまでの間の安全性を確保しなければなりません。そのため、七里ガ浜処理場の一部の減災を目的に、実現性のある補強方針を得て耐震化の実施設計を行うための作業を進めています。

「オ 雨水施設の整備」については、13 ページの地図の箇所の築造工事が完了し、14 ページ上段の地図に記載の箇所の実施設計を行いました。また、西御門川雨水幹線の工事に先立ち行っている文化財保護法に基づく遺跡の発掘調査は、想定以上に出土品が確認されたことなどにより、繰越を行い令和 5 年度も実施しています。

また、15 ページ中ほどの記載になりますが、先ほど報告いたしました雨水管理総合計画の策定に先立ち、令和 4 年度に内水浸水シミュレーションを実施しました。

「③経営健全化」では、下水道使用料の改定について、令和 4 年市議会 6 月定例会で鎌倉市下水道条例を改正し、令和 5 年 4 月から新料金を適用していることを記載しています。

また、下水道施設の点検、調査、突発的修繕などを一括して委託する下水道管路施設等包括的民間委託を令和 5 年 3 月から開始し、ひと月の準備期間を経て 4 月から本格実施しています。

18 ページから 24 ページにかけましては、「(2)投資計画の事項に関する進捗状況」になります。

「①施設の投資計画」は、経営戦略に主な投資計画として記載した 5 つの事業につきまして、令和 4 年度の実績や令和 5 年度以降の予定について記載しました。

資料の方は少し飛びまして、進捗状況報告書の巻末、見開きページの「中期投資計画執行状況（資本的支出 建設改良費）1 / 2」の表を御覧ください。

「緊急輸送路の污水管修繕改築工事」は、鎌倉市の污水管全長 489 キロメートルのうち 26 キロメートルに当たる緊急輸送路の下に設置されている管について、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で 1.7 キロメートルを修繕、改築する予定となっています。令和 5 年度までで約 0.2 キロメートルの改築を行いました。現場の施工条件などを勘案し、経営戦略策定時の計画とは順序を入れ替えながら、改築を進めています。

「民間開発団地の污水管修繕改築」は、計画では令和 8 年度に実施設計を行うこととなっており、それに向けて令和 7 年度に修繕・改築計画を策定する予定です。現在は、令和 5 年 3 月から開始した下水道管路施設等包括的民間委託において、民間開発団地の管渠の状態調査を行っています。

「雨水管・雨水調整池の修繕改築工事」は、経営戦略上の行程では令和 3 年度に市内の雨水管等の修繕改築計画を作成し、令和 4 年度から修繕改築工事を実施する予定でしたが、先ほど御説明しました文化財保護法に基づく遺跡発掘調査などの影響により実施時期を見直しました。

令和 4 年度は、平成 30 年度と令和元年度に実施した調査での評価等の結果に基づき、細部調査を行い対策が必要と判断された雨水管渠等について修繕改築計画及びストックマネジメント計画の素案を作成しました。修繕改築工事は、令和 6 年度（2024 年度）から実施する予定としていま

す。

「下水道終末処理場等修繕改築工事」は、先ほど御説明しましたように、七里ガ浜処理場は、一元化するまでの間の安全性を確保するため、処理場の一部の減災を目的に、耐震化に向けた作業を進めています。

山崎処理場については、戻りまして19ページの図を御覧ください。令和4年度に管理棟、沈砂池ポンプ棟、焼却設備棟、汚泥処理設備棟、制御設備棟の耐震診断を実施しました。いずれの建築物も新耐震基準で設計していますが、平成8年度に制定された官庁施設の総合耐震診断・改修基準に基づいた耐震診断を行った結果、耐震性能を満足しないことが分かりました。令和5年度も引続き、設備などの耐震診断を行っています。

恐れ入りますが、再び、資料の方は先ほどの巻末の見開きページ「中期投資計画執行状況（資本的支出 建設改良費）1／2」の表を御覧ください。

山崎処理場の改築、更新は、建物の耐震化を行いつつ実施する計画となっています。令和4年度にはストックマネジメント実施計画を策定し、令和5年度には中央監視装置改築工事基本設計を実施します。令和6年度以降は、ストックマネジメント実施計画に基づいた改築更新の設計、施工を、建物耐震化の設計、工事とともに順次進めていきます。これらについては、投資財政計画を踏まえながら必要に応じて修正しつつ、適切に実施します。

報告書は次のページ、中期投資計画執行状況の2／2の表を御覧ください。「持続型下水道幹線再整備事業」につきましては、先ほど、「鎌倉処理区と大船処理区の一元化」のところで御報告しましたとおり、令和4年度から、処理区の一元化の検討を行うこととしました。それが、下段の「新工程」になります。令和4年度は、鎌倉処理区の汚水を山崎処理場に送水する新たな幹線ルートを検討し、有力なルート上において、地形から判断して地質の変化が考えられる地点の地質調査を実施しました。令和5年度も引続き、新たな幹線ルートの検討を進めるとともに、工法の検討を行います。今後は、山崎処理場において、現在未利用となっている用地への鎌倉処理区からの汚水を汲み上げるポンプ施設の設置と、汚水量が増えることに対応する水処理施設の増設の検討を進める予定です。

このように、工程を大きく変更することとなりましたが、表に記載のとおり、計画期間内の事業費の合計は増加しないものと見込んでいます。全体の事業の規模が大変大きく、また、検討が始まったばかりで不確定な要素が大きな事業ですが、投資計画に計上した金額との差に注意を払いながら、進めていきます。

進捗状況報告書は21ページに戻ります。「② 最適化・平準化・広域化」については、雨水が污水管渠に流入する原因箇所を特定し、修繕などにつなげるための雨天時浸入水調査を引続き実施したこと、神奈川県汚水処理事業広域化・共同化検討会において、広域化・共同化計画が作

成されたことについて、記載しています。

「③ 体制・民間活用・技術力」としましては、基幹的設備の更新や建物の耐震化について、日本下水道事業団への委託により、技術的な支援を受けています。また、下水道管路施設等包括的民間委託業務においては、民間事業者の創意工夫や技術力を活用し、施設の良い機能維持及び維持管理の効率化を図っていきます。

このような民間企業の力の活用とともに、下水道事業が抱える課題が高度化し、複雑化する状況にあっても、将来にわたって確実に事業を展開するため、必要な人材を採用し、技術力が継承される体制の維持にも注意を払っていきます。

22 ページの「④ その他の取組」としましては、市民や事業者の利便性向上のための電子申請の受付開始、施設管理の効率化のための施設情報のデジタル化について記載しています。

24 ページの「⑤ 資産活用」では、下水汚泥の有効活用については費用に対して効果が得られない見通しであること、また、太陽光発電の可能性について検討を行うこと、などについて記載しています。

25 ページからは、経営戦略に記載している財政計画の事項について、金額など数値の推移を記載しています。

①は企業債についてです。令和4年度の企業債残高は299億4,100万円で、減少が続いています。

26 ページに移りまして、令和4年度の企業債発行額は、8億8,700万円となり、経営戦略の計画数値に近い金額となりました。

令和4年度の元金償還金及び利子は、35億7,600万円で、令和3年度に比べて約3億円減少しました。

27 ページに移りまして、下水道使用料は23億5,800万円で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛により在宅時間が増えたことによると思われる使用水量の増加により、経営戦略の計画値よりも高い水準が続いていますが、事態の収束に伴い、わずかながら減少に転じました。

令和4年度の有収水量は1,804万7,800立方メートルで、令和3年度に引続き減少しました。今後も減少傾向が続くものと見込んでいます。

28 ページに移りまして、令和4年度の繰入金は31億7,700万円で、おおよそ経営戦略の計画数値に近い金額となっています。

29 ページは、「4 評価」です。

経営戦略に掲げる基本方針の一つめ、予防保全の転換については、施設の不良や不具合等により緊急の修繕が必要となることが多い状況から、管渠・処理場設備等ともリスク等に応じた計画的な改築・修繕を目指し、処理場設備等についてストックマネジメント全体計画を策定してきました。令和4年度は山崎処理場の一部設備について実施計画を策定しました。

また、管路のリスク把握に向けて、令和5年3月から開始した下水道

管路施設等包括的民間委託業務において、下水道管路施設等の維持管理計画の策定、高リスクと考えられる民間開発団地の管路施設点検調査に着手しました。

重要なインフラを健全な形で次世代に引継ぐため、また、事故の発生を抑制し、コストの縮減、平準化を図るため、早急にリスクの全体を把握し、予防保全型の管理体制への移行を急ぐ必要があると認識しています。

基本方針の二つめ、下水道施設の脆弱性の解消については、令和4年度に、従来の計画を見直し、山崎の処理場に自然流下により送水して処理する方法の検討を行うこととしました。この処理場一元化により、地震・津波対策と老朽化対策を図りつつ、維持管理の効率化、経費の軽減が可能になると考えられます。

また、既存の管渠については、稲村ガ崎三丁目付近の新設管工事が、工法変更の必要が生じたこと等により工事完了に至らず、令和5年度も引き続き施工します。

七里ガ浜処理場については、基準を満たす耐震性の確保が困難と判明し、処理場一元化までの間、安全確保への事業を行います。

こうした処理場一元化への調査・計画・調整、対策工事を、遅れなく進めることが必要です。

基本方針の三つめ、経営健全化については、令和4年市議会6月定例会において鎌倉市下水道条例の改正を行い、11年ぶりとなる下水道使用料の改定を行いました。これは、経営戦略において今後の投資・財政について試算した結果、下水道施設の老朽化対策等の財源が大幅に不足する結果となったことから、令和3年度からの10年間で3回の下水道使用料の改定を行う1回目として、令和5年4月から、総務省が示す下水道使用料の最低限の目安である1立方メートル当たり150円となる改定を行ったものです。

昭和33年に着手した鎌倉市の下水道事業は施設の老朽化が進んでおり、また、地震津波に対して脆弱であり、それらの対策のための下水道幹線の整備、既存施設の改修更新は多額の費用・期間を要します。加えて、近年の社会情勢の変化により物価・人件費も上昇しています。そのような状況にあって、今後もより効率的で効果的な事業実施を心掛け、適正な水準の使用料収入確保も含め、事業内容や経営状況の公表を行い、市民の理解を得る必要があります。

鎌倉市の下水道事業は、経営戦略の策定以後に調査等により判明した事実、発生した環境の変化などに対応しつつ、今後も引き続き経営戦略に掲げた三つの基本方針への取組を進め、戦略的な下水道事業運営に努めます。

以上で、資料5 鎌倉市公共下水道経営戦略進捗状況報告書についての説明を終わります。

続きまして、資料6、投資・財政計画と予算・決算の比較というA3横の表を御覧ください。

この表は、経営戦略に記載した「投資・財政計画 概要版」の金額と、令和4年度予算決算、令和5年度予算を比較したものになります。

まず、1ページめの表の下、欄外の※を御覧ください。

投資・財政計画策定時点と現在とで繰入金の取扱いを変更しております。

計画策定時点では、収益的収支、資本的収支それぞれに基準内、基準外の繰入金を計上しておりました。

基準内の繰入とは、総務省が定める基準により、雨水施設の管理など、下水道使用料や受益者負担金ではなく、公費、税金で賄われるべきとされている経費に充てるための繰入金を指しており、それ以外のものが基準外の繰入金になります。

収益的収支に基準外の繰入金を計上すると、本来は使用料で賄われるべき維持管理経費に繰入金で充当されることとなってしまうことから、適正な使用料水準を把握しやすくするため、現在の予算・決算においては収益的収支に基準外の繰入金を計上せず、資本的収支に一括して計上し、企業債の償還金に充当する取扱いとしております。

そのため、収益的収支、資本的収支それぞれにおける繰入金の額は、投資・財政計画と差が生じております。

計画と予算・決算の比較に当たり、その影響を排除するため、投資・財政計画上の金額を変更した額を併記しております。

この資料の各表に共通ですが、「当初予算」の欄の一番上の段、四角いカッコ内の数値は、投資・財政計画上の金額について繰入金の取扱いを変更した場合の数値を記載しています。真ん中の丸いカッコ内の数値は、投資・財政計画上の金額をそのまま記載したものです。下段が当初予算の金額で、「決算」の欄は決算の金額となっています。

「計画比」の欄はそれぞれ当初予算、決算額の投資・財政計画の額に対する割合を表しており、上段、四角いカッコ内の数値は、繰入金の取扱いを変更した場合の計画上の額、下段のかがないものが、変更していないそのままの計画上の額に対する割合を表しています。

最初の表は、収益的収支についてです。令和4年度決算について見ていきます。

収入計は計画比101%、支出計は96.5%となりました。

収入、支出の内訳で計画との差が大きいところを見ますと、行番号3、営業収益のその他につきましては、その大部分を占める雨水処理費負担金、これは雨水処理に要する経費は税金で負担するという考えにより一般会計から繰入れている基準内の繰入金ですが、その雨水処理費負担金が計画より約2億4,700万円減少したことに伴い56.4%になりました。これは雨水処理に係る経費、修繕費等が減少したこと、また、表に記載しました、減価償却費に充当する収益の見込み額と実際の金額とに差が

生じたことが原因となっています。

また、特別利益の項ですが、平成 29 年度から令和 4 年度までに申告、納付を行った消費税及び地方消費税について、令和 4 年度に税理士に委託し、精査した結果、約 1 億 5,000 万円の還付を受けることができました。

支出に移りまして、行番号 12 の営業外費用の主なものは、企業債の利子と鎌倉税務署に納める消費税及び地方消費税ですが、令和 4 年度に計画上の金額と差が出ている原因は、消費税額の減少です。

令和 5 年度予算は投資・財政計画に対し、収入 112.7%、支出 109.2%となっています。

内訳のうち、計画と大きな差があるものは、収入では先ほど御説明した雨水処理負担金の減少のほか、行番号 5 の補助金です。ここには国庫補助金と一般会計からの繰入金を計上していますが、主に、電気料金の高騰による動力費の増加など、汚水処理に係る経費が増加したことに伴う一般会計からの基準内の繰入金の増加により、一番上段の金額で比較すると 186.2%となっています。

支出の方では、行番号 11 の経費が動力費等の増加により増えています。

2 ページに参りまして、上段が資本的収支についての表です。

令和 4 年度決算の収入の計は計画比 156.5%、支出の計は 100.6%となりました。繰入金の取扱い変更の影響を除きますと、収入は 112.8%となります。

内訳を見ますと、行番号 17、他会計補助金が増加していますが、これにつきましてはのちほど、下段の他会計繰入金の表で御説明します。

令和 5 年度予算では、収入の計は計画比 75.7%、支出は計画比 76.8%となっています。これは、主に、七里ガ浜浄化センターの耐震化事業費が減少し、建設改良費が減少したこと、それに伴い、企業債や国庫補助金が減少したことが理由となっています。

下段は、他会計繰入金の表です。令和 4 年度決算について見ていきます。

行番号 31、収益的収支の基準内繰入金の減少は、先ほど御説明した雨水処理負担金の減少によるものです。

行番号 35、資本的収支の基準外繰入金は、上段の四角いっこ内の金額で見ますと 127%の増加となっています。これは、繰入金の総額を計画の金額とほぼ一致する額とし、収益的収支、資本的収支それぞれの経費の執行額のうち総務省が定める基準に該当するものを計算し、基準内の繰入金を充当し、残った額を資本的収支の基準外繰入金としていることから、行番号 31 の基準内繰入金の減少と連動して、増加しています。

令和 5 年度は、行番号 31、先ほどもありました電気料金の値上げに伴う動力費の増加などに充当するため収益的収支の基準内の繰入金は増加し、行番号 34、雨水の事業費に充てる起債額が計画よりも増加したことによりその事業費に充てる基準内繰入金が減少しています。行番号 36、

繰入金の合計については、計画と比較して1.5%の増と、大きな差は発生していません。

次に、資料7、鎌倉市公共下水道経営戦略進捗表 付帯意見項目と資料8、鎌倉市下水道事業運営審議会答申 付帯意見について御説明いたします。

資料7は、下水道事業運営審議会からいただいた過去2回の答申において、意見として付された項目に関して、令和3年度と令和4年度の事業の実績と令和5年度の計画について整理したものです。また、一番左の列、付帯意見の欄には、いただいた御意見の項目のみを記載しているため、その御意見の全文を記載したものが資料8になります。

資料7に記載した事業につきましては、資料5の進捗状況報告書に詳しく記載があるものが多く、また、資料8の審議会からいただいた御意見についても、その視点を取り込むよう注意しながら資料5を作成いたしましたため、繰り返しになってしまいますので、ここでは説明は省略させていただきます。

資料7、資料8とも、御覧いただいて、質問、御意見などありましたら、おっしゃってください。

以上で鎌倉市公共下水道経営戦略進捗報告についての説明を終わります。

(会長) はい、ありがとうございます。只今の説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

(委員) どうもありがとうございました。

下水道の資産活用について述べられた、この報告書の24ページについてですが、多分、以前の会議で、下水汚泥の利活用について、探せば受け入れ先が見つかると言ったのは私だと思うのですが、その後も受け入れ先が見つからない状況なのでしょうか。

2015年に下水道法が改正されて、下水汚泥は燃料か肥料として再利用しなければならないとか、ビストロ下水道とか、時代の方向性としては再利用する方向に向かっていると思うのですが、活発にやられている市はいくつかありますよね。例えば、山形県の鶴岡市ですとか、下水処理水は窒素・リンなどを含んでいますから、鮎を養殖していて、その鮎が食べる藻をその下水処理水の中の窒素とリンでまず増やして、それを餌にして鮎の養殖をするなど、いろいろな取り組みをやられているところはありますよね。佐賀県の佐賀市など、いろいろ活発に行われているところはあると思うのですが、また国交省からの支援事業といったものもあると思うのですが、そういったことに対しては鎌倉市としてはあまり応募するなどの取り組みは行わないのですか。

(幹 事) はい、ありがとうございます。鎌倉市では、御存知のとおり、焼却灰を建設資材の材料として再資源化を図っているのですが、汚泥については利活用する環境がなかなか見つけられないという状況です。国においても、今御紹介いただいたような下水汚泥の堆肥化について促進を図るようというお話をいただいているところでして、それについてはこれから研究して参りたいなと思っているところですが、なかなか進まないというのが実情です。

(委 員) やはり、支援事業に応募するとなると、大変なのでしょうか。  
産官学連携と盛んに言われていまして、なさってらっしゃる市も多いですが。

(幹 事) 今現在は、その方向に向けて検討して参りたいと思っているのですが、まず、私共が生成している汚泥の性状が現状どのようになっているのかを、令和6年度に分析したいと思っています。

それを踏まえて、現実堆肥化していけるものなのかどうかということ、堆肥化できる性状のものだったとしても受け入れ先の堆肥化する施設、その枠組み、そういったところが私たちの課題となってくるのかなと考えています。そこも並行して、農水関係部局などにも関わって来るかも知れませんが、必要であれば相談しながら検討を進めていきたいと思っているところです。

(委 員) ありがとうございます。

(委 員) 経営戦略の進捗状況報告書資料5の8ページ、新しく七里ガ浜にポンプ場を作って汚水を汲み上げることが検討していたが場所が無くて難しいということが分かったという点についてですが、旧鎌倉地区から海岸沿いに汚水を送る際には海水の浸食による危険を減らすため、今の管よりも深いところ、大深度に下水管を作ることでした。その計画には変更がなく、汚水はその深いところから山崎へ持っていく計画のようですが、イメージとして、海岸沿いを通る下水管と山崎のこの場所とでは、何となくこちらの方が高いところにあって、七里ガ浜の方が低いところにあるような気がします。その辺りのことをもう少し丁寧に、なぜ自然に水が流れるのかということの説明をお願いします。

(事 務 局) はい。海岸線沿いの津波の影響を受けない深い位置に管を整備するという計画は変わりません。

山崎の地盤の高さですが、地盤面が標高でいうと10メートルです。七里ガ浜の処理場が約30メートルでして、鎌倉処理区から山崎処理場まで管路を建設するときの勾配が、1,000分の1、1000メートル行って1メートル下がるということになりまして、距離が大体7、8キロあります

ので、海岸線のところよりも7、8メートル深くなる程度ということになります。七里ガ浜に作るよりも山崎に作る方が浅く、30メートルぐらいの深さを汲み上げるポンプ場で済むということで、ポンプ場自体を作る労力と時間については、山崎の方がかなり軽減されると考えています。

大深度というほど深くはありませんが、海岸で大体深さが15メートルぐらいです。

(会長) 今の件は、今後計画がある程度見えて来て説明する際には、簡単なポンチ絵で、これだけ深くなるはずだったところがこの程度の深さで済むようになったと、深さ比較図みたいなものを簡単に作れば、分かりやすいかも知れないですね。

ほかには何か質問などはありますでしょうか。

(委員) 資料6の経費のところ、行番号11番についてです。

備考欄に、令和4年度「主に修繕費減少」、令和5年度「主に動力費の増加」とありまして、ウクライナ侵攻からかなり全国的に燃料価格が高くなり、今、多くの自治体、下水処理場は赤字といたしますか、かなり厳しい状況であるという話は聞いています。

そういったことで一般会計から繰り入れてもらっていると、先ほどコメントがあったと思いますが、今年度も多分かなり大きな燃料費の高騰があらうかと思えます。

気になったのは、修繕費が減少している点で、これは燃料費高騰もあって、予算が厳しいので先送りしたということなのか、修繕が必要な事案が少なかったので減少したということなのか、どちらでしょうか。

なぜかと申しますと、やはり修繕を先送りしますとリスクが上がりますので、そういったところの住民の方の理解も含めて、一般会計から繰入をしていただけるということ、無くてはならないインフラという理解を得られていけばいいなという切な思いがありましてコメントさせていただきます。

修繕を延期したのか、というところをお聞きしたいのが1点目です。

あともう一つ、大した話ではないのかも知れないですが、資料7の4年度実績の3分の2ページ、「2財源確保」の「(3)健全経営へ」の令和4年度実績で、「イ 汚泥放射能の測定回数減」というのがありますが、これは汚泥の放射能濃度が低くなり、状況が大分良くなったという理解でよろしいでしょうか。

(幹事) まず1点目は資料6の1ページ目、11行目、令和4年度「主に修繕費の減少」、令和5年度「主に動力費の増加」というところですが、修繕を先送りして動力費に回したという訳ではありません。修繕の減少は、そのほかの事情です。工事の方が繰越等されているということがあります。

動力費につきましても、鎌倉市では一般家庭が多いことから、新型コ

ロナの影響でいわゆる巣ごもり需要ということで、下水道使用料収入が増えましたので、なんとか乗り切ってきたという状況ですが、この先もこの状況が続くと、正直申し上げて、下水道事業としては相当苦しいかなというところがあります。

修繕につきましては、やらないということではなくて、若干時期はズレましたが、今後着実に取り組んでいく必要があるという認識です。

(幹事) 汚泥の放射能測定回数減の背景というのは、汚泥に含まれる放射性物質の濃度を測っていたわけですが、受入れ先の受入れ条件としてやっている部分はあるのですけれども、値が低くなってきたものですから、頻度をもっと下げてもいいのではないかとということで、協議をさせていただいて、今までは搬送するごとだったのですが、それを月1回にさせてもらいまして、回数が減っています。

(委員) ありがとうございます。東日本大震災の時の影響ですね。汚泥の放射能濃度が低くなり、よかったと思います。

(会長) ほかに何かありませんか。

では私から、資料7の付帯意見の一番目の「早急なリスクの把握」というところにも関係するのですが、今回包括の中でいろいろ調査を始められますが、管路全体の中で、危なそうなところはできるだけ早急に状況を把握してリスクがあるか捕まえることが必要です。管路全体の中で見ると、全体のうちどの位リスクの把握、あるいは対応がされるか、分かりますか。

(下水道河川課) 参考のようになってしまおうかと思いますが、先程御説明した、中期投資計画執行状況を御覧いただきながら説明いたします。

汚水管は、整備済みの部分というのは約490キロメートルありまして、順番に上からいきますと、緊急輸送路の汚水管路につきましては重要な汚水幹線ということで、この内の26キロメートルを今現在点検・調査を済ませまして、実施設計を経て、修繕改築工事に入っているところです。

その次の民間開発団地の汚水管につきましては、市全域の490キロメートルのうち87キロメートルに当たりますが、こちらは令和5年度に包括的民間委託で点検調査を実施しています。

これにより、仮に修繕改築が必要な部分がありましたときは、その分について実施設計を行って、令和9年度以降、令和13年までに修繕改築工事を予定しているところです。

また汚水の最後の枝線部分、一般環境下にあるものは、377キロメートル程あります。こちらについては、点検は15年に1回くらいの頻度で実施するものとして考えていまして、それにつきましては令和13年以降、もしくは事後保全という形で、何かあった場合にその都度修繕するとい

ったような状況になります。

引き続きまして雨水管の方は、市全域で整備済みが 237 キロメートルありまして、そのうちの 55 キロメートルほどがこれまでに点検調査済みです。

修繕実施計画を令和 4 年度に作成しまして、修繕が必要だと思われる部分を 5.6 キロメートル抽出しました。

これにつきましては、令和 6 年以降に、5 年かけてやっていく予定です。令和 5 年度には、その内の 0.4 キロメートルの管更正をかける部分の実施設計を行うというのが今の進捗状況です。

(会長) 単純に割り算すると、緊急路については一応 26 キロメートル全体について、どこを修繕する必要があるか分かった、でいいでしょうか。

それと、民間開発団地の 87 キロメートルについては今調査を始めているので、どこが危ないか、2、3 年後には合わせて 113 キロメートル、全体の 2、3 割について危険かどうか分かる、というイメージでいいですか。

それから雨水については 237 キロメートルあって、55 キロメートルだから 2 割くらいはもう終わって危険個所が分かっている、その内の 5 キロメートルだから 2% くらいは対策が必要でこのあとやっていく。そんなイメージですか。

(下水道河川課) はい、そうです。

(委員) 民間開発団地の汚水管路調査ですが、8 月でしたか、私が住む団地内でも行われました。250 戸くらいのところですが、たしか 2 日くらいであつという間に終わってしまいました。たまたま私は通り掛かったので、中を覗いて、こんな風になっているのか、木の根は入り込んでいないな、下に降りるはしごが錆びているな、などと思いながら見学しました。

この 87 キロメートルの調査というのは今年度で終了ですか。

(下水道河川課) 民間開発団地につきましては、5 年度と 6 年度の 2 カ年にわたって点検調査を実施しまして、令和 7 年度に修理が必要な部分について修繕改築計画を立てたい、という予定で進んでおります。

(会長) よろしいでしょうか。

ちょっと細かいのですが、先程の投資計画で、巻末資料を見る所がありました。できればページを振って、括弧書きで「巻末何ページの中期投資計画執行状況を参照」と書いてもらおうと、より見やすいと思います。

そのほか、経営戦略の進捗状況については、御質問、あるいは御意見等ありますでしょうか。

(委員) お伺いしたいのですが、資料7の2ページ目、「2 財源確保」の「(3) 健全経営へ」というところに、令和5年度の計画として包括的民間委託業務実施と書いてあるのですが、今準備段階というところだと思いますが、それが予定通り進んでいるのか、どのような状況なのかということを知りやすく教えていただければと思います。

(下水道河川課) 包括的民間委託の具体的な内容につきましては先程も少しお話ししましたが、民間開発団地の点検調査をやると同時に、各種計画、維持管理計画、修繕改修計画、重要な管や圧送管の点検の仕方などの策定、あとは下水道台帳、維持管理台帳と呼ばれていますけれども、まだそのようなものはありませんので、これの策定、構築ですね、あと皆さんに身近な部分では、事故対応、住民対応です。

例えば、污水管が詰まりましたとか、蓋が壊れましたとか、そのような対応をこの包括的民間委託の中で行うという内容です。

また、民地内での汚水の排水設備の完了検査、新しく作った部分の排水設備について、これまで職員がやっていた完了検査を代行してやるというもあります。

それと、雨水関係につきましては先ほどの事故対応業務のほかに、ゲート類の点検なども含まれています。

あと、下水道ではありませんが、先ほども下水道の施設と河川の施設の区別が難しいというお話がありましたけれども、具体的に言いますと鎌倉市内の河川、砂押川、滑川、神戸川、滝ノ川の方も、同じく突発的な事故対応、住民対応などを行っています。

(幹事) 補足させていただきますと、今まではそれぞれの委託は別々に発注をしておりました、それぞれの事務手続きがありました、それをまとめて一つの業者さんに入札によって発注を行いました、既に令和5年3月から令和8年2月まで3年間の委託契約が始まっております。先程の、委員のところも8月に調査をしたということでしたが、そのように順次進んでおります。

予定通り業務は進めておりました、その業者も様々な事業者と提携を行いながら、同時期に調査に入るように調整し事業を進めています。

(会長) ちなみに今の件に関して、これまで毎年たくさんばらばらに発注していたものを、今年、来年、再来年と一本で発注したということだと思いますが、それぞれの中身については、この年にこれだけやるなどの予定は決まっていますか。

(幹事) はい。予定は決まっています、3年間の契約の中で、何をいつ頃というような計画は決まっております。また、毎年行わなければならないものは毎年行うことになっています。

例えば、158箇所あるゲートの点検というのは毎年1度行っております。先程の民間開発団地については、令和5年度と6年度にかけて調査を行い、令和7年度にそれについてリスクの計画を立てるといような予定になっています。

(会長) 細かく言えば、全体が出来たかどうかはもちろん3年後にはっきりしますが、今年でどれだけできたかは、一応集約できるということですね。

(幹事) 毎月、この業務については何%行いました、という報告を受けています。

(委員) 二つ質問があります。一つめは、包括的民間業務委託で民間開発団地の調査が行われています。途中経過の報告がありましたが、思ったよりも良くない状態だとか、案外良い状態だとか、分かっていることがもしあったら教えてください。

それから、もう一つは、広域化共同化の件です。神奈川県の見学会で、この1年間どのようなことが主な話題になっていたのかについても簡単に報告してください。

(幹事) それでは1点目、民間開発団地の方ですが、調査した結果、すぐに修繕が必要な箇所については、その包括委託の中でできる範囲であればそこでやっていただきますし、それ以上の事であれば、別発注で工事を行います。そこまでの大規模な修繕が必要になっているところは、今のところはありません。

(事務局) 広域化共同化の見学会につきましては、令和4年度に神奈川県が中心になって計画策定ができました。

鎌倉市が参加しているのは流域下水道の連携という項目ですが、関係する自治体がいろいろ課題を抱えているため、すぐに計画的にことが進むという状況にはありません。

ただ、この計画の中には鎌倉市の七里ガ浜と山崎を統合して、山崎で処理をするというところまでは書いてあって、そのあと、流域への連携を将来的に考えていきましょう、というような概要に留まっています。

ですから、令和5年度からは、連携の実現に向けて少しずつ詰めていくような流れになると思います。

流域下水道の処理場で鎌倉市に一番近いのは、茅ヶ崎の柳島にある処理場になります。

流域下水道に接続する場合は、鎌倉市単独ではなくて、途中で藤沢市もありますので、藤沢市などと協力しながら進められればと思います。

(会長) そのほかには何か御質問などありますか。

(幹 事) 今の話の補足になるのですけれども、この広域化共同化計画には、汚泥の広域化共同化計画というのもありまして、どういうものかと言いますと、緊急時に、処理の設備が止まってしまったというときに、県下の市町村で協力し合うというようなものですとか、緊急時ではなく、神奈川県の方で主導するのですが、流域下水道の施設を増強して、汚泥を集約して、処理していくという、そういった計画もあります。こちらも、それぞれの市町村に課題はもちろんあるのですけれども、基本線として、そういう方向で検討していこうということで、基本の計画は策定されたという状況です。

(会 長) ほかに何かありますか。

一つ、先程の汚泥の利用とも絡むのですが、利用計画は施設を改築するときにどういうやり方が良いか検討することも多いわけですね。今の焼却炉はいつ作って、いつ頃まで使っていくという予定はあるのでしょうか。

(幹 事) はっきりと、いつまでというのはないのですけれども、まず、今の焼却設備自体が、全てではないのですけれども、最終的には令和 25 年ぐらいを目途に寿命を迎えるというような形で考えていまして、その間に改築更新は掛けていって、延命化させて使用していくという感じになっております。

(会 長) 令和 25 年というと、大分先ですね。

(幹 事) 建設は、平成 6 年とか 7 年とか、その頃に建設しています。

(会 長) 大修繕はやったのでしょうか。

(幹 事) はい。平成 27 年度から 29 年度までに焼却炉の一部の改築更新、一番傷んでいる部分の改築工事を行っています。

(会 長) ありがとうございます。ほかには御質問等ありますでしょうか。

(委 員) 少し気になったのですが、資料 6 に消費税の更正の請求による還付金があったと記載がありますが、5、6 年にわたってかなりの額ですが、この原因などを教えていただくことはできますでしょうか。

(幹 事) 消費税につきましては、下水道使用料の徴収を神奈川県企業庁水道局に委託をさせていただいており、その支払いをその委託料と我々は認識していましたので、消費税が掛かるものだと誤認いたしまして、それ

を計上してしまいました。まず始まりとしては、いわゆる未納分が発生しているということで、追加納付というものをさせていただきました。このときに、消費税の通達ですとか質疑応答という形で、法律とは別の細かい実務の部分というのが毎年毎年国税庁等の方から出てくる、そういうところを職員で対応していくのは正直厳しいということになりました。ここで初めて全ての申告に関する業務を税理士法人に委託させていただきました。それまでは職員で事務をしていたのですが、この委託の結果、税理士法人から国税庁が出している質疑応答集の一つに該当するというので、更正の請求をすれば還付される可能性がある、ということで、消費税の8%とか10%とか、元金償還金に充当した建設当時の消費税の税率の考え方を国税庁の通達に従って処理をしていけば還付される可能性があるということから、委託をしまして、精査をした結果、還付が行われた、ということです。

(委員) そうでしたら、それ以前の職員でやっていたときというのは、どうされたのですか。還付はされていなくてそのままですか。

(幹事) 時効がありますので、時効を迎えてしまう前に古い年度から手続の方をさせていただきました。還付についてはなるべく多くを返していただけるように手続したところです。ただ、今の御質問で、その前職員がやっていたときというのはもう実は資料が残っていませんし、保存年限というのがございますので、実際のところどうなのかというのはもう計算のしようがない。もしかしたらあまり影響がない可能性もあると、分からないというのが正直なところです。やはり、今後職員でやっていくのは厳しいということで、税理士さんのお力をお借りしながらやっていこうと考えています。

(会長) そのほかはありませんでしょうか。

(幹事) すみません。先ほどの焼却設備の使い道のサイクルと申しますか、その辺りのことをお話させていただいたのですが、私は令和25年頃寿命を迎えるというお話をさせていただいたんですが、そうではなく、訂正なのですけれども、まず平成27年度から29年度までに焼却設備の一部改築の工事を行っておりまして、その後はあくまで計画と申しますか、想定レベルになりますが、令和8年から9年頃に、その一部改築をした以外の部分の改築を施しまして、その後約14、5年くらいを目処に再び改築工事をしていく、そのようなサイクルで使用し続けるという計画でいるということでございます。

(会長) ありがとうございます。ほかは特にないでしょうか。  
この計画そのものではないですが、先般鎌倉市でも下水道料金値上げ

をやったのですけれども、水道の方も料金の値上げを検討されているようなので、少し御紹介いただいてもいいでしょうか。

(委員) はい。神奈川県営水道では今料金の改定を予定しておりまして、具体的には来年、平均約25%の値上げを考えております。(注)スケジュールとしましては、今、県営水道事業審議会という県の審議会で議論をしていただいております。11月に答申をいただいて、その後県議会に諮って議決をいただいたのち、来年の秋、10月を想定しておりますが、料金改定をしたいと考えております。25%というのは、だいぶ値上げ幅が大きいとお感じになると思いますが、直近で料金改定をしたのが平成18年4月でして、もう17年経っております。それ以前から節水機器が普及したこと、また人口減少社会に入ったことにより、今後、ますます水道使用量が減少していくことが見込まれている中で、老朽管の更新、耐震化を進めるための費用は増大していきます。今まで人員を削ったりして何とか対応してきたのですが、どうしても料金の改定をお願いしないと財政的にやっていけないということで、料金改定をお願いしたいと考えております。以上です。

(注) 令和5年(2023年)11月8日の神奈川県営水道事業審議会の答申では、平均改定率25%が示されたが、その後の見直しにより、県企業庁が令和6年第1回県議会定例会に提出した議案では、平均改定率22%、激変緩和措置として、令和6年10月に16%、令和7年10月に19%、令和8年10月に22%の段階的な改定を実施するとしている。

(会長) ありがとうございます。ほかに特に御質問、御意見ないようでしたら、この進捗の3は終わりにしたいと思います。全体を通じて何か質問し忘れた、などありますでしょうか。なければ本日の報告事項をこれで終わります。皆様御協力ありがとうございました。では、最後、その他、事務局からお願いします。

(事務局) はい。本年度の会議の開催は本日のみの予定でして、この後開催の予定はございません。

本日いただきました御意見などは、先ほど御説明しましたとおり、それぞれ公表、反映等してまいります。その前に事務局でまとめたものを委員の皆様へ送らせていただきますので、御確認ください。また本日の議事録につきましても、案ができ次第送らせていただきますので、御確認をお願いいたします。

(会長) それでは本日の議事はこれで終わりますが、はい、部長どうぞ。

(森部長) 都市整備部長の森でございます。本日で最後ということで、ひとこと御挨拶だけさせていただきます。本日も長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございます。令和4年3月からこの下水道事業運営

審議会、常設という新しい体制で設置いたしました当審議会におきましては、本日を入れて3回、御審議をいただきました。皆様をお願いしています当審議会委員の任期につきましては、令和4年3月23日から令和6年3月22日までとしておりますが、本日が最後の開催となります。お忙しい中2年間にわたり当審議会に御出席を賜りまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。本市におきましてはこれまでいただいた答申や計画が実施されない事項も多々あるところですが、今後も魅力あるまちづくりを推進していくため職員一同全力で取り組んでまいります。最後になりますが、皆様におかれましても引続き本市下水道事業に御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。いろいろありがとうございました。

(会長) 事務局の皆さんも、お疲れ様でした。それではこの任期での審議会は今回で終わりということで、皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。

以上